住所　東京都品川区平塚１丁目２番１－702号
林愛莉　平成４年４月27日生
住所　東京都新宿区荒木町15番地15
李哲熙　平成元年２月16日生
住所　宮城県名取市大手町４丁目１番地６
張眞美　昭和59年１月３日生
住所　東京都狛江市東和泉１丁目８番１－201号
胡萍萍　昭和48年１月21日生
住所　愛媛県西条市安知生246番地１
申東琪　昭和９年９月３日生
朴美代子　昭和16年10月13日生
住所　京都府木津川市兜台１丁目１番地１
トーマス・プッリ・ヤマザキ　平成８年１月９日生
住所　名古屋市南区本城町３丁目14番地２
姜麗峯　昭和43年11月６日生
襲敦大　平成12年５月27日生
襲敬大　平成14年11月10日生
住所　鹿児島市小野３丁目４番11号
李令喜　昭和51年11月23日生
住所　大阪市平野区平野南３丁目４番５－405号
李泰圭　昭和49年４月５日生
姜基子　昭和51年10月11日生
李琴美　平成19年１月18日生
李鍾陽　平成22年９月23日生
住所　大阪市住之江区御崎４丁目５番11－401号
李守男　昭和11年６月20日生
襲静子　昭和15年７月１日生
李忠紀　昭和40年８月10日生
住所　大阪市住之江区中加賀屋２丁目13番６－208号
李由美　昭和37年９月１日生
住所　大阪市東成区東今里３丁目22番26号
安愛　昭和60年12月６日生
住所　大阪市都島区御幸町１丁目６番７－204号
呉貴子　昭和50年11月29日生
住所　大阪市平野区平野上町２丁目５番27号
金英守　昭和56年８月23日生
住所　大阪府松原市柴垣２丁目514番地４
韓尚之　昭和60年10月29日生
住所　兵庫県西宮市甲子園口４丁目11番11－202号
韓尚大　昭和62年１月30日生
住所　大阪府羽曳野市尺度69番地２
韓尚士　平成元年７月28日生
韓尚也　平成３年８月20日生

○農林水産省告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市細川町字長根一の一四六、一の一四七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県美濃市大字片知字城山二七〇四の四・二七〇五の六・二七〇七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県美濃市大字片知字城山二七〇四の四・二七〇五の六・二七〇七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市川上字タハタ四六七の七、四六七の一〇、四六七の一一、四七〇の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二五の一一（次の図に示す部分に限る。）、二五の一二、ネヨリソト四の六（次の図に示す部分に限る。）、二の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市桂野町萩平一〇の五、一一の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第四百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中井沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県みどり市東町荻原

二三八番二五　一号
二三八番一三　二号
丙二三八番二　三号
六四四番　四号
六四五番　五号及び六号
二三七番　七号
二三六番一　八号
二三二番一　九号
二三〇番三　十号

○国土交通省告示第四百十五号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年四月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第3444号	航海用レーダー	FR－2001M－4A	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号
第3502号	〃	FR－1410－3A	〃	〃
第3503号	〃	FR－1425－3A	〃	〃
第3735号	〃	FR－2110－3A	〃	〃
第3736号	〃	FR－2110－4A	〃	〃
第3737号	〃	FR－2120－3A	〃	〃
第3738号	〃	FR－2120－4A	〃	〃
第3776号	〃	FR－2120W－3A	〃	〃